

## 介護予防支援事業所の指定について

令和6年4月1日に施行された介護保険法の一部改正により、二宮町から指定を受けた居宅介護支援事業所が、二宮町の被保険者に介護予防支援を実施することができるようになりました。

地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であるため、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当であるとの意見を踏まえた改定となります。【社会保障審議会介護保険部会（令和4年12月20日）】

二宮町としても、地域包括支援センターの業務負担の軽減や包括的支援事業の充実のため、積極的な指定申請にご協力いただければと考えております。

### ○根拠

令和6年4月1日施行 介護保険法（平成9年法律第123号）改定

（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

### ○留意事項

- ・介護予防支援事業者として行うことができる業務は「介護予防支援」のみです
- ・「介護予防ケアマネジメント」の業務は、これまでと同様に、地域包括支援センターから委託を受けた場合のみ行うことができます
- ・介護予防支援事業者として指定を受けた場合、正当な理由なく要支援者の受入れを拒否することはできません。受入れ困難な場合、地域包括支援センターと協議をします。
- ・要支援者との間にトラブルが生じた場合、委託により実施する場合とは異なり、地域包括支援センターではなく、介護予防支援事業者が責任を負うこととなります

### ○主な指定要件

- ・居宅介護支援事業所の指定を受けていること。
- ・事業所ごとに1人以上の必要な数の介護支援専門員を配置していること。

- 管理者が主任介護支援専門員であること。
- 法人の登記事項証明書における「目的」欄に「介護保険法に基づく介護予防支援事業」等の記載があること。

※他市町村に所在のある居宅介護支援事業所が二宮町の被保険者に介護予防支援事業を提供する場合、二宮町の介護予防支援事業所の指定が必要です。

#### ○介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回新たに指定事業所として行うことができる業務は「介護予防支援のみ」です。「介護予防ケアマネジメント」（総合事業のみ利用）については、これまで通り、委託で行うことになります。

そのため、以下のような場合においては注意が必要となります。

例 要支援1 4月は介護予防ケアマネジメント、5月は介護予防支援、6月は介護予防ケアマネジメントの場合

提供月	サービス名	算定	介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書
4月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	新規
5月	通所型サービス	介護予防ケアマネジメント	変更 ※月内に提出
6月	通所型サービス（総合事業） 介護予防福祉用具貸与	介護予防支援	変更 ※月内に提出

※上記のように届出書以外に「利用者」と「地域包括支援センター及び介護予防支援事業所」との契約が必要となりますが、利用者負担の軽減から、二宮町では「利用者」「地域包括支援センター」「居宅介護支援事業所」との3者間契約を推奨します。

詳細は二宮町地域包括支援センターなのはなにご確認ください。重要事項説明書及び個人情報使用等に関する書類は包括及び居宅介護事業所より交付してください。

#### ○地域包括支援センターからの委託について

今回の改正にて、地域包括支援センターからの「委託業務」がなくなるものではありません。従来どおり、指定介護予防支援事業所としての指定を受けずに、「介護予防支援」「介護予防ケアマネジメント」の委託を受けることができます。

## ○報酬

サービス名	単位	担当事業所
介護予防支援（Ⅰ）	442 単位	地域包括支援センター（センターからの委託も含む）
介護予防支援（Ⅱ）	472 単位	介護予防支援事業所として指定のある、居宅介護支援事業所のみ

※その他の加算はこれまで通りとなります。

## ○実務

地域包括支援センターが一定の関与をするとされていることから、初回（要介護度が要支援認定になった際も含む）の訪問にはセンター職員が同席することとします。

初回（介護保険更新の結果、要介護認定から要支援認定になった場合も含む）のケース

利用者→介護予防支援事業所に相談

↓

居宅→包括と共有

↓

契約→介護予防支援事業所と包括で訪問等。利用契約と「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」の提出

↓

ケアマネジメントと給付管理の実施

介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに移行し、包括から委託の場合

介護予防支援事業所→利用者とそのまま担当するのか、包括が担当するのかを意向確認

↓

介護予防支援事業所→包括へ当月より介護予防ケアマネジメントに移行することを報告

※事業所が変更になるため、**月内に「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書」を提出必ず、変更する理由を記載する**

↓

包括からの委託で事業を実施し、包括より国保連に請求事務

## ○指定の流れ

介護予防支援事業者の指定を行う場合、被保険者その他の関係者の意見を反映させることとされているため、新規指定にあたっては、介護保険運営協議会に諮ります。

（参考） 介護保険法 第115条の22第4項

市町村長は、第58条第1項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

1. 申請書等の提出
2. 介護保険運営協議会にて報告（年2～4回程度）
3. 指定通知書の送付

#### スケジュール

指定年月日（予定）	提出期限	介護保険運営協議会（予定）
7月1日（水曜日）	6月10日（水曜日）	6月24日（水曜日）
11月1日（日曜日）	9月10日（木曜日）	10月8日（木曜日）
12月1日（火曜日）	11月12日（木曜日）	11月25日（水曜日）
3月1日（月曜日）	1月12日（火曜日）	2月18日（木曜日）

○申請（新規・更新・変更）

提出書類（新規）

原則として「電子申請届出システム」により行ってください。やむを得ず「電子申請届出システム」が利用できない場合、申請書類を町ホームページよりダウンロードし、提出してください。

（ホームページよりダウンロード可）

1. 指定申請書
2. 付表第二号（十二）指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項
3. 付表別添（十二）指定介護予防支援事業所の指定等に係る記載事項 添付書類・チェックリスト
4. 平面図
5. 利用者からの苦情を処理するために講ずる処置の概要
6. 関係市町村並びに他の保健医療・福祉サービスの提供主体と連携の内容
7. 誓約書
8. 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
9. 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（指定予定年月日の1か月分）

（事業所で準備する書類）

1. 登記事項証明書（写し）又は条例等
2. 運営規程（任意様式）

※新規申請の場合、すべての書類を提出ください。更新の場合、提出書類を省略することができます。

#### ○その他、留意事項

- 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受ける場合の消費税の取扱い（介護保険最新情報 Vol.1259）

指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けて指定介護予防支援を行う場合、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援事業者としての指定を受けて指定介護予防支援を行う場合と同様に、介護予防サービス計画費の支給に係る介護予防支援として、消費税が非課税となります。

なお、指定居宅介護支援事業者が、指定介護予防支援を地域包括支援センターの設置者からの一部委託により行う場合、消費税は課税となります。

- 以下のケースは住所地を管轄する地域包括支援センターからの委託か、二宮町の指定とは別に当該保険者市町村の指定を受ける必要があります。

- ①他市町村に住所があり、二宮町の住宅に居住する他市町村の被保険者
- ②他市町村に所在する住所地特例施設に入居する二宮町の住所地特例被保険者

#### ○参考

「二宮町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」

（令和6年4月1日施行）

○問い合わせ先 ※町ホームページ ID：3348

【指定申請等に関すること】

高齢介護課介護保険班 電話：0463-71-5348 FAX: 0463-73-0134

メール：kaigo@town.ninomiya.kanagawa.jp

【事業の内容に関すること】

高齢介護課高齢福祉班 電話：0463-75-9542 FAX: 0463-73-0134

メール：houkatsu@town.ninomiya.kanagawa.jp

令和8年4月 作成